

中世チェコにおける王国共同体概念

——『ダリミル年代記』の検討を中心に——

藤 井 真 生

はじめに

貴族共同体 (šlechická obec)、ラント共同体 (zemská obec) という概念の利用において、チェコの歴史記述は全く一貫していない。……なぜなら共同体という単語は、史料上余り頻繁には現れず、その基本的な意味を強調している『ダリミル年代記』においてすら散発的にしか見いだせないからである。

チェコの中世史家ヴァニチェクは、一九九一年に公にした論文の冒頭でこのように述べている。^①では、「貴族共同体」という概念は中世チェコ史において何ら有効性を持たないのであろうか。チェコ語の obec はラテン語の *communitas* に相当するが、上述のように、中世最初のチェコ語韻文年代記である『ダリミル年代

記^③』において、「共同体 obec」という言葉は頻出しているわけではない。またラテン語で書かれた年代記も、この概念を明確に説明しているものは、管見の限りでは無いといってよい。では、何故チェコの歴史家はこの概念を用いてきたのであろうか。^⑤それは、中世チェコの社会・政治状況が、この概念をキータームとして説明し易かったからに他ならない。彼の論文のタイトルは「チエコ王国の貴族共同体の前提と形成」であり、上述の書き出しは逆に、中世チェコ史において「貴族共同体」という概念が長らく用いられ、議論の対象となってきたことを示唆している。それでは、どのような事象が「共同体」として捉えられてきたのであろうか。チェコにおいて早くから「共同体」概念の重要性を強調してきたのはグラウスである。彼は、大公選出集会への参加という行為を君主の統治に対する有力者の関与とみなし、君主に対抗し

得る身分としての「貴族共同体」の成立を主張してきた。本稿では、グラウスを代表とする先行研究を踏まえたうえで、中世チェコにおいて「共同体」の意味するところを改めて定義したい。

一方、近年イギリスの中世史家レナルズは、中世ヨーロッパの社会構造や人的関係を説明する原理としての、垂直的な封建制原理の限界と水平的な共同体原理の有効性を主張し、多くの反響を呼んだ。既に彼女の共同体論は広く知られているので、詳しい紹介は省略する。本稿の議論において重要となるのは、君主の統治とそれに対する人々の関わり方である。レナルズによれば、中世の支配とは本質的には立憲的、代表制的なものであった。決して制度的な形を取らないが、臣下の助言と同意は不可欠なものであり、君主権力を制限していたのである。さらに彼女の議論は最終的に王国レベルに行き着くが、このレベルにおいてはもはや成員全員の直接的な参加は見込めず、実質的には一部の有力者——高位の貴族、聖職者——によって共同体の統治が担われることになる。このように大きな共同体への帰属意識をもたらずのもの、それを彼女は共通の文化、共通の出自神話に求めている。また圧制や外圧も内部の凝集力を高める方向に寄与することになる。

以上のレナルズの議論では、同じ「共同体」をキータムとしながらもチェコは考察の対象地域から外されている。ところが、

チェコでは封建制によって中世の社会構造を説明することはこれまで基本的には為されておらず、むしろレナルズの議論のほうが馴染みやすいように思われる。実際、既に紹介したように、君主が開いた集会への参加を通じて、有力者が君主の政策に影響力を及ぼしていたことが早くから確認されている。また、チェコという枠組みが求心力を保ち得た理由として、神聖ローマ帝国という外圧の存在、或いは植民活動を通じてのドイツ人の広範な進出をあげることができる。

このように、レナルズの議論における「共同体」はチェコに格好のモデルを見出すことができる。しかし、後述するように、「共同体」が何を意味するのか、という点において、チェコの「共同体」はレナルズの議論とは別の展開を見せる。第二章で考察するチェコの民族的聖人である聖ヴァーツラフの崇拜とラント・チェコ概念は、チェコの「共同体」に独自性をもたせることになる。この点においては、むしろポーランドとの類似性が認められる。三章で改めて詳述するが、チェコもポーランドも、共に国家を象徴する王冠が中世に作成されている。この王冠のもつ意味を検討することにより、チェコがレナルズの「共同体」論の単なる一事例に留まらないことが明らかになるであろう。

本稿の構成は以下である。まず一章では、『ダリミル年代記』

を中心とした実際の史料から、幾つかのキーワードを基に中世チエコにおける共同体概念の輪郭を明確にする。この章での検討からは同時に、中世チエコがレナルズの述べる「共同体」の好例を示すことが明らかになるであろう。続いて二章では、既述のように、聖ヴァーツラフの崇拜とチエコのラント概念を考察する。これは「共同体」に凝集力をもたらす共通出自神話の議論にも通じるが、一方ではチエコ「共同体」の独自性を示すものである。最後に改めてレナルズ論のチエコにおける有効性を検討する。その際、ポーランドやハンガリーといった中欧地域を考察の対象地域に加えることにより、彼女が考察した西欧地域との相違点、この地域の独自性がより鮮明に浮かび上がるであろう。以上の手続きを踏まえて、「共同体」概念の使用が有効性を持ち得た中世チエコの社会を再検討し、同時に西欧中世史の「共同体」論への還元も試みたい。

- ① V. Vaníček, *Předpoklady a formování slechtické "obce českého království"*, in *Medievalia historica Bohemica* 1 (1991), pp. 13-51.
- ② *obec* という言葉のフス派時代の重要性については、F. Seib, *Hustička, Zur Struktur einer Revolution*, Köln-Graz, 1965, p. 125n. J. Keř, *Boj o státní formu v husitském revolučním hnutí*, *Právněhistorické studie* 2 (1956), pp. 130-175. が、また、中世における意味論的分析に関については、J. Peřínková, *Sémantická analýza staročeského slova obec*, in *Lisý filologické* 97 (1974), pp. 89-100. などの研

究がある。

- ③ *Kronika tak zvaného Dalimila* (以下 *Dalimil*) *Fontes rerum Bohemicarum* (以下 *FRB*) III. 収録。
- ④ チエコ最古の年代記である『コスマス年代記』*Cosmas Pragensis Chronica Boemorum* (以下 *Cosmas*) とそれを引き継ぐ一連の『続コスマス年代記』、『続コスマス年代記』としては、『ヴァシフトラト聖堂参事会員年代記』*Canonici Wissenschaftis continuatio Cosmae* 『ブラデツとオパトヴィツェの年代記』*Annales Gradicensis et Opavicensis* 『ヴァインツェンツとヤロフの年代記』*Vincenuti et Gerlachi annales* などがある。それぞれ *FRB* II. 収録。
- ⑤ ヴァニチエクの論文以外に、F. Graus, *Adel, Land und Herrscher in Böhmen vom 10. bis 13. Jahrhundert*, in *Nachrichten der Giessener Hochschulgeseilschaft* 35 (1966), pp. 131-153. Z. Uhlir, *Pojem zemske obce v tzv. Kronice Dalimilově jako základní prvek její ideologie*, in *Folia historica Bohemica* 9 (1985), pp. 7-30. など。
- ⑥ 例えば、江川温 『ソニアピリテと支配の構造』『結びあうかたちソニアピリテ論の射程』二宮安之編、山川出版社、一九九五年の「よみな紹介」も参照。
- ⑦ 例えば、F. Graus, *Lenní právo v Čechách*, in *Český lid*, 39 (1952), pp. 67-73. など。封建制は社会を包括する人的紐帯の原理としてではなく、所領の授受関係という側面に限定して議論されている。グラウスは封建制にスラヴ的な従士制を対置しているが、報酬としての所領が最終的に世襲制に行き着くという点では両者に根本的な差異はなく、と結論している。チエコにおけるレーエン制の役割をめぐる議論に関しては、薩摩秀登 『王権と貴族』日本エディタースクール出版部、一九九一年、第一章参照。

一 『ダリミル年代記』にみる中世チェコの

「共同体」概念

(一) 『ダリミル年代記』とその時代背景

『ダリミル年代記』はチェコ語で書かれた中世最初の韻文年代記である。一三二〇年にルクセンブルクのヨハンがチェコの新王に迎えられたところで年代記作者は筆を置いており、その完成は一三二〇年代とみなされている。古来よりの様々な試みにもかかわらず、作者はいまだに特定されていない。しかし、その序文において作者は、古い時代に関する記事の情報源となつた幾つかの年代記をあげており、ラテン語の教養を持ち合わせていたことを示している。また、全編を通じて読みとれる、貴族層に対する共感と都市民に対する嫌悪感などから、貴族階層に属していたと推定される。ただし、当時の貴族の教養水準に比定して、貴族層出自の聖職者、或いは貴族階層の非常に近くにいてメンタリティーを共有していた低位司祭であつた可能性も言及されている。^①

作者はまず序文でこの年代記を執筆する理由を述べている。

自分の国 (sem) を知り、それを幸福のために寄与させる

努力を惜しまぬ者は誰でも学べるように。

……中略……

国が名誉に包まれて

敵の息の根が止まるように。^②

つまり、チェコ民族の由来と名譽ある歴史を正しく伝えることを目的とし、そして外敵に対しての団結を促しているのである。

作者は明らかに具体的なチェコ人の敵を念頭に浮かべているが、それは年代記の中で繰り返し言及されるドイツ人である。ドイツ人は一二世紀以来、君主のみならず有力貴族も積極的に行った開墾植民のためにチェコへ続々と流入してきた。また、一三世紀以降増加する都市建設においても招聘されたのは主にドイツ人であり、大都市であればあるほど富裕層をドイツ人が占めていたのである。君主は台頭する貴族に対抗するために、都市を同盟相手として——政治的にというよりは経済的にはあるが——選んでおり、彼らの持ち込んだ慣習もチェコ人貴族層の反感を買っていた。君主はさらに、宮廷にドイツ人高位聖職者を招いて顧問としたり、或いはドイツ人領主にチェコ人領主から没収した所領を与えたりしている。^③一三世紀を通じてチェコに浸透してゆく騎士文化に対しても作者は嫌悪感を露わにしており、王の危機を救つてチェコに領土を与えられたドイツ人領主がもたらしたとされる、トーナメントの風習も批判の対象となつた。チェコ人はトーナメントの

衣装に凝る余り、いざ戦争の時には武装するに十分な金を失ってしまっており、トーナメントの勇者も実際の戦いでは役立たず、と罵られている。自民族の文化に対する誇りと、ドイツとの接触が深まることよって生じた危機感を読み取ることができる。

また、この年代記では数回に渡って描かれるチェコの君主暗殺というモチーフも、その犯人は全て狡猾で卑劣なドイツ人とされている。一三〇六年、少年王ヴァーツラフ三世はポーランド遠征の途上で暗殺された。この事件の真相は今も不明であるが、やはり王暗殺はドイツ人の仕業であるとされ、その場面は以下のように描写されている。

その時チューリンゲン人は王の下へふらつと近づき、階段を（歩くのを）助けようかというその瞬間に、武装してない王の喉に短剣を突き刺した。

ああ、ならず者よ、残酷で不実なチューリンゲン人よ、高貴なる子供がお前にいったい何をしたと言ったのか？

お前のためにいろいろ与えてくれたのではなかったか？

その強欲さのために彼の部屋の影に身を隠していたのか？

その強欲さのせいで王国は（王という親のない）孤児となったが、

お前の民族はその血の中に、既に裏切り（という資質）を持

っているのか？^④

作者は、チェコでは既に二人の大公が彼らに滅ぼされていると非難し、最後は神の裁きに委ねて話を結んでいる。

一三〇六年にプシエミスル朝が断絶した後、ヴァーツラフ二世の娘婿であったケルンテン大公ハインリヒが王に選出された。しかし彼が頼りにならないと判断した領主たちは、彼を廃位したのである。するとハインリヒは親戚のマイセン辺境伯に援軍を頼み、彼らはブラハを包囲した。この事件に関して作者は、マイセン人の非道暴虐と、彼らと戦う高貴なチェコ人の姿を描き出した^⑤。この箇所では、作者がこの戦いを見ていたことを告白しており、彼は当時ブラハに居住して籠城戦にも参加していたと考えられている。そのため、時として過激すぎるように思われる作者の見解が、王朝断絶後の一連の事件——諸外国からの圧力が大きく作用した——を実際に体験していたことよって形成されたことがわかる。さらに当時のブラハは既にドイツ人が富裕層を独占しており、作者の反ドイツ人、反都市民感情——ブラハの市民は籠城時にマイセン人に協力している——に色濃く反映されている。

『タリミル年代記』は一三二〇年代の末ころには書き上げられたと考えられているが、外来王家であるルクセンブルク家のヨハンは、一三二〇年代に二度チェコ貴族と衝突している。その結果、

外国人の宮廷官職任命の禁止が約束された。このことから、ドイツ人の進出と君主との結び付きが、チェコ貴族全般に危惧されていたことは明らかである。よって、作者の激しい主張は、決して当時の貴族階層の考え方から分離したものではなく、彼らと同じ基盤を有していたとみるべきであろう。一三世紀の事件の情報は、先行する年代記にはないものが増え、同世紀半ば以降についてはむしろ作者が直接見聞きしたものと考えられる。そして世紀転換期に関しては、まさに作者が生きた時代・場所の事件であり、そこで述べられている作者の見解は時代感情を反映していたのである。^⑦

（二）『ダリミル年代記』における「共同体」

はじめに述べたように、グラウスを始めとする研究者たちは、プラハ司教を選出するような君主が主催した集会での有力者の承認を、君主の政策に対する彼らの共同決定権とみなし、君主に対抗し得る身分としての「貴族共同体」の成立を主張してきた。その根拠となっているのが、プラハ聖堂参事会長の地位にあったコスマスが一二世紀初頭に書いたチェコ最古の年代記である、『コスマス年代記』の記述である。この年代記を引き継いで幾つかの『続コスマス年代記』も著されている。

ところが、それらの集会を描写している『コスマス年代記』では、「共同体 *communitas*」という言葉は使用されていないのである。そして、これらの年代記に描かれている君主の統治に関する有力者は、決して「貴族共同体」として君主に対置し得るような存在ではない。なぜなら、中世チェコでは貴族層の発展に断絶があったことが広く認められており、この年代記が著された一二世紀初頭はまさに新たな貴族層の再編期にあたる。^⑧ よって、コスマスは同時代に、少なくとも後の時代に連続してゆくような、「貴族共同体」の形成をみることはできなかった。さらには、コスマス自身が君主権力を擁護する立場にたったことは夙に指摘されており、その意味でも、『コスマス年代記』に君主権力に対抗する「共同体」を読み取ることはできないのである。では、コスマスから二百年を経て、新たな貴族層が姿を現した時期に記録された『ダリミル年代記』には、「共同体」を読み取ることができるのであるのか。先行年代記と『ダリミル年代記』における選出集会の描写の比較を行いつつ検討をすすめてみたい。

通常最初に言及される選出行為は、九七五年の初代プラハ司教ジェトマルの選出であるが、『ダリミル年代記』ではこの件に関して特別触れていない。続いて、一〇三七年のブジェチスラフ一世選出、一〇五五年のスピチフニェフ二世選出、一〇九九年のブ

ジェチスラフ二世選出に關しても、即位したことだけを述べており、有力者の関与の様子は描かれていない。わずかに一〇六八年のプラハ司教選出をめぐる騒動が両者に共通する話題である。ヴラチスラフ二世は前司教の死後、自分の宮廷礼拝堂付司祭であったドイツ人のランツを司教に指名したが、人々 *populus* の同意が得られず、結局弟のヤロミールを任命せざるを得なかった。

『ダリミル年代記』によれば、ヤロミールは王（皇帝の承認による一代限りの王号）の前に進み出て（彼を司教にするという）前大公の遺言を訴え出た。ところが王はその訴えを取り上げず、ドイツ人を司教にしようとしたので、貴族たちは急いで協議し、コヤタを代表として彼らの意見を王に伝えることになった。

「王よ、どうか自分の国の者 (*vltava*) の言うことに耳を傾けて、

自分自身の血縁を忘れないでください。

スピチフニエフ（二人の兄）はあなたの兄弟に約束しました司教位を、私たちは誰一人として欲していないのです

ドイツ人がプラハ司教になることを。

ランツを余り信用なされませぬように、

そんなことなら民族をロバの尻尾にでも任せなさい。

チェコ人であるスピチフニエフは迅速にドイツ人を追放した

のに、

彼らが再びあなたを籠絡したことが理解できません。

チェコ人はみんなあなたを王として敬っており、

あなたはいつでも外国人の策略に対処することができます。

外国人は国に幸福を保証できない。

狼の頭を司教にして欲しくないのです。」

王は黙ってこの言葉を聞いていた。

「全員コヤタと同じ考えなのか？」

「そうです。私たちの意見は一致しています。

私たちに全幅の信頼を置いてください。」

王は覚った、全く愚かなことだ

ランツを褒め称えさせるのは、

全員を敵にまわしてはチャンスがない、と。

だから頬に笑みを浮かべて言った。

「お前たちの誠実さを試してみたかったのだ。

喜んでヤロミールを任命しよう、

聖堂参事会が彼を選出したのなら。」^⑩

ここでは、ドイツ（人）と明確に対置された形でチェコ人とチェコという国に一体性が与えられており、しかも領主たちは協議の上、その利益保護を君主に訴えている。『コスマス年代記』にお

いてもコヤタは人々 *populus* を代表して、*terra* のことを何故外国人に委ねるのか、君主に問い質している。^⑬ただし、ラテン語年代記では *populus* という表現が多いのに対して、『ダリミル年代記』は *zemani*（国 *zeme* の人々）という言葉で表されている。通常 *populus* は集会に参加できる自由人とみなすことができるが、この言葉が示す範囲は非常に曖昧である。一方、この *zemani* は *pani*（領主たち）とも置き換えられており、つまり『ダリミル年代記』の作者は、国政に関わるべき人々をはっきりと貴族階層に限定しているのである。これは、二百年の間に社会階層の分化と再編がすすみ、政治行動を行う貴族層の輪郭がはっきりしてきたことに起因する。

チェコの中世史家ウフリーシュによれば、『ダリミル年代記』において使用されている *zeme* の意味には三通りあり、まず領域や国といった最も一般的な意味、続いてその領域に住む住民、最後に政治的内容を指す。さらに最後の場合には、政治システム自体とシステムの支配勢力 (*zemane, pani, slocha*) という二重の意味を含んでいるのである。結局ウフリーシュは、『ダリミル年代記』における *zeme* とは階級的支配勢力としての貴族に他ならない、と結論している。常にそのような意味で用いられているわけではないが、*zemani, zemane* は事実上有力者、高位貴族を指

しており、確かに『ダリミル年代記』における「チェコ人の国」としての *zeme* は「貴族の共同体」を示しているといえる。

『ダリミル年代記』における *zemani, zemane* は、コスマスらが描き出したような、単に選出の際に承認を与えるだけの存在ではなく、積極的に君主に助言し、時には大公を追放しているのである。一〇九二年、ヴラチスラフ二世の死後、貴族たちは彼の息子ブジェチスラフではなく兄弟のコンラートを選出している。^⑭その後ブジェチスラフは即位するが、彼の死後、貴族たちはモラヴィアにいた兄弟ボジヴォイ二世に使者を送ってボヘミアに迎え入れた。^⑮その後一一五八年に、ヴラチスラフ二世は皇帝フリードリヒ一世から一代限りの王号を認められた。作者は王号を認められた後の王の行動を以下のように描くのである。

王はブラハに戻った

ドイツ人を伴って、奸臣の前で

チェコの貴族たちを笑った、

「お前たちなどいなくとも目的は果たした。」

彼の息子はこの言葉に驚愕し、

父と完全に袂を分かち、

それで貴族たちはますます

王子を尊敬した。

彼の言葉に同調して

(王に)言った。^⑩

貴族たちはチェコ人顧問団 (Rad) の同意も得ずに王位を授けられたことを非難し、最後には彼を殺そうとする。王は身を隠し、チェコから逃亡せざるを得なかった。またチェコ人の慣習を侮辱し、ドイツ人にばかり目をかけていたベトシフも貴族たちに追放された。^⑪しかし彼の後を継いだ大公もドイツ人を重用したために、貴族たちは再度決起してベトシフを大公位に呼び戻している。^⑫以上のような記述は、いずれも『続コスマス年代記』にはなく、むしろ一三〇六年から一〇年にかけての新王選出と廃位という事件を踏まえて書かれているのであろう。

ヴァニチエクが指摘しているように、『ダリミル年代記』において「共同体 oboe」が用いられている回数は少ない。作者はチエコの建国神話に関わる箇所で、伝説の女王リプシエの口を借りて次のように予言している。

邪悪で卑劣な魂の持ち主だけが

oboec に損害を与えようと目論むのです。

社会が結束していてこそ

oboec に平和と愛情を見出せるのです。

それを犯す者は、賭けにつき込んでいるのです

生命、家族、全ての一族郎党を。

そして平穏と幸福など見出せないのです。^⑬

ここでは、oboec は単なる国名 oboem という意味にも読み得るが、一三一〇年のプラハ籠城戦の描写では、より広いニュアンスが込められているように思える。この時、プラハ市民は二派に分かれて戦闘に参加したが、

ココトウ家はヴォルフラム家と共に

チェコ人の oboec の陣営に加わったが、

オタ・ズ・カメニツはヴェルフロフ家と共に

マイセン軍に味方して、

彼らにプラハ市を明け渡そうとした。^⑭

のであった。ここでの oboec が、国、領域というよりもむしろ民族、共同体という意味合いに近いことは明白である。

以上のようにみえてくると、『ダリミル年代記』の作者がその歴史を正しく知らしめんとし、その大切さを訴えていた国 (země, oboec) とは、チェコ民族と一体のものであり、チェコ民族の「共同体」は君主から自立して存在するものであったことが明らかになってくる。この年代記中では、君主がドイツ人を招き入れてチェコ(人)に損害を与える場面が繰り返し描かれている。結局、チェコに平和を与えてそれを保証するのは、君主ではなく貴

族である、ということを書者は強調しているのである。君主と貴族、共同体に関する作者の描写は、先行する年代記の記述などと比較検討すると、必ずしも現実のままを描いているわけではない。しかし、作者の生きた世紀転換期の社会的・政治的状况を考慮したならば、作者にとつては真実に他ならなかったのである。

- ① F. Kuňar, J. Marek, *Psychické dějiny českého a slovenského dějepisectví*, Praha, 1997, pp. 33-34.
- ② Dalimil Předmluva.
- ③ Dalimil 92. ヴァイストコフ家をはじめとする有力チェコ貴族から所領を没収し、ドイツ人を重用したプシェミスル・オタカル二世を作者は非難している。結局彼が貴族の援助を受けることができずに戦死したとき、自業自得である、と述べている。
- ④ Dalimil 98.
- ⑤ Dalimil 103, 104.
- ⑥ 薩摩秀登、前掲書、第四章参照。
- ⑦ 近年、フス派時代にかけてのチェコ人とドイツ人の関係を、対立的側面だけを強調して捉えることへの反省から、むしろ都市においても融和的に共存していた、と指摘する傾向にある。薩摩秀登、「中世チェコにおける『ドイツ人』観」『歴史学研究』七〇三号、一九九七年二〇〇-二〇五頁、参照。確かに『ダリミル年代記』の排外的な主張をそのまま鵜呑みにすることは危険であるが、一方で、そのような主張を生み出す雰囲気はこの時代が有していたことも事実である。ただし、貴族に対する期待感のようなものに関しては、必ずしも『ダリミル年代記』だけの誇張とは捉えられておらず、現在でも大筋認められてくるように思われる。F. Graus, *Die Bildung eines Nationalbewusstseins im mittelalterlichen Böhmen*, in *Historica* 13 (1966), pp. 5-49.

- ⑧ F. Graus, *Adel, Land und Herrscher in Böhmen vom 10. bis 13. Jahrhundert*, p. 144, 151. 貴族層の再編に関する研究史は、拙稿「十三世紀チェコにおける貴族共同体の展開と王権」『史料』八三-一四号、二〇〇〇年、七一-一〇三頁、一章参照。
- ⑨ D. Třeštil, *K sociální strukture přemyslovských Čech*, in *Československý časopis historický* 19 (1971), pp. 537-567, p. 541.
- ⑩ Dalimil 49.
- ⑪ Cosmas II-23.
- ⑫ 『コスマス年代記』におけるコヤタの発言は、一般に貴族の口を借りてコスマスがチェコ人聖職者の意見を代弁させている、つまりドイツ人聖職者に教会ポストを奪われつつあることに対するチェコ人聖職者の危機感の表明である、と理解されてきた。F. Graus, op. cit., pp. 22-23. しかし、『ダリミル年代記』の作者は全編を通じて自らの見解を織り込んでおり、ここでの描写も、聖職者よりも貴族の代表として代弁させている、と捉えるほうが妥当であろう。
- ⑬ Z. Uhlir, op. cit., pp. 9-11.
- ⑭ Dalimil 53.
- ⑮ Dalimil 55. ボジヴォイはその後従兄弟に大公位を迫られるが、別の兄弟ヴラジスラフから位を譲られる。しかし、ドイツ人を重用してきたために、有力者と相談したヴラジスラフに追放された。後に呼び戻されるが、同じ事を繰り返して追放されている。Dalimil 62, 63.
- ⑯ Dalimil 66.
- ⑰ Dalimil 71.
- ⑱ Dalimil 72.
- ⑲ Dalimil 4.

こゝで登場するブラハ市民は双方にドイツ系を含んでおり、必ずしもドイツ人の全てが憎悪の対象になっていたわけではない。「ダリミル年代記」の作者がチェコ人とドイツ人を区別する基準は「*sta*」（言語）であり、出身地ではなく言語が問題となっている。一四世紀後半に書かれた作者不詳の『ドイツ人に関する良き教えの書』の中では、ドイツ人が彼らの慣習を維持してチェコ人に同化しない場合が特に非難の対象となっており、彼らがチェコという *země* に対して外来者であるか（あり続けるか）否か、が重要なようである。薩摩、前掲論文。またウフリーシュも、貴族は君主に対してより都市民に対しての方が妥協できなかった、としつつも、しかし作者の意図は反ドイツ人感情を煽動することではなく、貴族階級の地位を確立することにあった、と述べている。Z. Uhlir, op. cit., pp. 15-16.

二 中世チエコの国家イデオロギー

(一) 聖ヴァーツラフ崇拜の成立と展開

一三四四年、カレル四世は、ブラハ司教座が大同教座に昇格したことを受けて、聖ヴィート大聖堂を大同教座聖堂にふさわしい建物へと改築した。その際、チエコの守護聖人である聖ヴァーツラフの礼拝堂が聖ヴィート大聖堂内に増築され、崇拜の中心地として信者の求心力を高めた。さらに、この大聖堂の内陣の奥には、新たにつくられた「聖ヴァーツラフの王冠」が本人の頭蓋骨の上

に安置されることとなったのである。この「聖ヴァーツラフの王冠」は、ボヘミア、モラヴィア、シレジアの一体性の象徴とされ、同時にこの王冠の所有者は歴代君主ではなく、聖ヴァーツラフであるとされている。ここにおいて、チエコという国家領域は君主とは全く分離して存在し、むしろ聖ヴァーツラフと不可分であることが、君主自身により明確に規定されたのである。このように、中世チエコの国家イデオロギーについて検討する際に、避けて通ることのできないのが聖ヴァーツラフである。

チエコで民族的な聖人として今なお絶大な人気を誇る聖ヴァーツラフは、元来支配家系プシエミスル家の大公であった。敬虔なキリスト教徒であった祖母のルドミラによってラテン語教育を受け、非常に慈悲深く、教会と聖職者に対する保護が篤かった、と伝えられている^①。ところが彼が大公として統治した一〇世紀初頭、まだチエコでは異教的風習が根強く残っており、キリスト教に対する反発も大きかった。そしてなにより、当時キリスト教の受容は神聖ローマ帝国のチエコに対する政治的影響力の増大を意味しており、そのためヴァーツラフは反ドイツ派に推された弟のボレスラフ一世によってスタラー・ボレスラフで殺害された。しかし死後まもなくして奇蹟が語られるようになり、早くも一〇世紀中には、古代スラヴ語で聖人伝が著された。崇拜が始まった当初に

は他の聖人崇拜と特別異なる特徴はなかったが、聖ヴァーツラフのイメージは数多く書かれた聖人伝や年代記によって創り上げられていった。一〇〇二年、ポーランド軍に包囲されていたプラハ城は、「神の意志と聖ヴァーツラフの取りなし dei Permissio et sancti Wenceslai intercessio」によって解放された^②。この時聖ヴァーツラフは、ボヘミアの「援助者 auxiliante」と表現されている。一二六年のフルメツの戦いにおいては、白衣を纏い、白馬に跨った聖ヴァーツラフが戦場に現れ、チェコ軍の危機を救ったと伝えられている^③。この「チェコの危機に現れ、他民族からチェコ人を救済する」というモチーフこそが重要である。このモチーフは繰り返し用いられ、一二三二年には、シレジアで全滅しかけたソビエスラフ一世を救出し、一二六〇年にはプシエミスル・オタカル二世をハンガリーにおいて援助している。このモチーフの繰り返しによって、徐々に「チェコの守護者聖ヴァーツラフ」というイメージが明確になっていったのである。おそらく一二世紀に成立したと思われる「聖ヴァーツラフの歌」^④の中で、この聖人は神の代理人、ラント・チェコの守護者として賛美されており、そして同じく一二世紀に書かれた『ヴィシエフラト聖堂参事会員年代記』では、チェコの民族は聖ヴァーツラフの眷属 familia である、と述べられている^⑤。

聖ヴァーツラフは、一世紀初頭のヤロミール公の時代からチェコの貨幣に登場する。表にはその時々の君主の姿が、裏には聖ヴァーツラフの姿が描かれるという様式が定着し、一三世紀中頃までそれが続いている。そして、貨幣に刻印される聖人の姿は武装したものが多くなってゆく。また、貨幣ばかりでなく、プシエミスル家、教会、都市などの印章にも聖ヴァーツラフが多く用いられた。特に教会の印章として用いられた場合には、教会組織の普遍性や不滅性を象徴するものとされた。つまり、司教や大修道院長は一時的に司教区や修道院を代表しているにすぎないのに対して、聖人は永遠の存在とされたのである。この解釈は世俗領域にも持ち込まれ、「チェコの真の君主は聖ヴァーツラフである」という観念が生じる。この観念は、次節でみるような国家イデオロギーと結び付き、君主と貴族の関係の理論面に深く影響を与えることになる。

（二） ラント・チェコ概念の生成

グラウスによれば^⑥、中世チェコは制度的な国家を形成し、全く特殊に、王の人格から実質上独立した制度化の姿がみられる初めてのヨーロッパ国家である。彼のいう制度化とは、一三世紀末から明確な形を取り始めるラント裁判所、ラント議会、ラント台帳

を指すが、その展開にはラント・チェコ概念の発展が重要とされる。この場合のラントとは、一章で検討したチェコ語の *země*、*obec* と置き換えることができる、その土地に住む住民も含めた一定の領域のことと考えてよい。

チェコ最古の年代記である『コスマス年代記』において、ラント・チェコの称賛は頻繁に確認できる。それ自体は広くヨーロッパ諸国にも認められることであり、隣国のポーランドにおいても『匿名のガル年代記』の記述に頻繁に見出せるという。ボヘミア盆地を中心として周囲を深い森林に囲まれたチェコは、「チェコ」と認識される領域が比較的早くから一貫しており、またチェコ部族がボヘミアの西スラヴ族を統合する以前に、近隣から政治的統一体としてみなされていた。その地政学的な状況から、中世チェコは完結したラントとして認知され、さらにはその住民もラントと同一視されるにいたつたのである。

ラント・チェコの擬人化はまず『コスマス年代記』において、*tennit Bohemia* という表現で散見される。そして『ヴィシエフラト聖堂参事会員年代記』の *quanta anxietate, quanta commotione Bohemia fuerit tunc agitata* などと表現されている。^⑧ 擬人化されたラントは君主の人格から独立して発達してゆくが、それが聖ヴァーツラフと結合したとき、君主との一体性に注意を換

起するような記述はいっそうの減少をみる。

既に述べたように、聖ヴァーツラフは貨幣や印章に用いられたが、初めての大公印の銘は、「大公ヴラジスラフの手による聖ヴァーツラフの平和 *Pax s. Vacezlai in manu ducis Vaczlai*」であった。しかし、貴族層の台頭が著しい一三世紀の後半には、プシエミスル・オタカル二世はこの形式に変更を加えてしまう。彼は、聖ヴァーツラフの肖像の代わりに自分の騎馬像を貨幣に刻ませた。^⑨ ここにおいて王は、聖ヴァーツラフと君主及び君主家系との結び付きを放棄したのである。

本来、チェコを保護する義務は君主にあるはずであるが、このようなラント概念の発達と聖ヴァーツラフとの結合により、観念上、その役割は君主の手を離れたといえる。永続性と自立性をもつラントは聖ヴァーツラフにより表象され、君主は聖人から地上での代行者の地位を託されるにすぎない。さらには、「聖人に守護された聖なる国チェコ」というイメージが精緻化されてゆく一方で、君主の役割を聖ヴァーツラフの名において貴族が集団で代行する姿が確認できる。

君主から独立したラントと聖ヴァーツラフが結合した典型的な例としては、一二一九年、教皇ホノリウス三世に要請により、プシエミスル・オタカル一世とプラハ司教オントシェイの仲裁をし

た貴族たちが、和解文書の保証印として「聖ヴァーツラフの印章」を用いたことがあげられる。一二世紀末以降に社会的、政治的上昇を遂げ始める貴族層の台頭が顕著になるのは一二世紀以降のことであるが、それはまた、聖ヴァーツラフとラントの結合をさらなる段階へとすすめたのである。彼らはこのとき、「ボヘミア王国共同体すなわち聖ヴァーツラフの印章 *sigillo communi regni Boemie videlicet s. Wenczelai*」と銘打った印章を使用している^①。彼らは集団で「聖ヴァーツラフの印章」を用いたが、この行為は、「貴族共同体」の行動として一般的には理解されている。この時点では、この共同体は何ら制度的な実体を伴ったものでなかったが、しかしそれでもなお、貴族層が君主から相対的に自立した集団として行動したことは重要視できる。彼らが「共同体」という言葉を自ら用いたことに、初めて「貴族共同体」の具体的な姿を見出すことができるからである。

さらにこの印章は、一二八四年にブラハの役人 *beneficiarii* が証書を発給したとき、「領邦の印章 *sigillum terre*」として言及される^②。この後も「聖ヴァーツラフの印章」は修正された形で、すなわちラント裁判所の召喚印として利用され続けるのである。銘は *sigillum iusticie tocuis terre sancti Wenczelai ducis Boemorie* とあり、このラントは君主に対して全く自立していた。聖ヴ

ーツラフという表象の存在がこの自立を促進したことは、疑問の余地がない。君主から分離したラント・チェコ概念の存在と聖ヴァーツラフの利用は、彼ら貴族に、君主から独立し、場合によっては君主を制限する正当性を与えたのである。

以上、聖ヴァーツラフ崇拜とラント・チェコ概念が結合する過程、そしてラントが君主から独立して存在するようになったことに連動して、貴族たちがラント概念を取り込む様子を明らかにした。この結果、一章でみたように、中世チェコにおけるラント = *země, obec* とは「貴族共同体」を指すようになったのである。

- ① F. Graus, *Lebendige Vergangenheit*, Köln, 1970, p. 160.
- ② Cosmas I-36.
- ③ Canonici Wissegradensis continuatio Cosmae, pp. 203-204.
- ④ Kronika Beneshe z Weinmile, FRB IV, pp. 537-538.
- ⑤ Canonici Wissegradensis continuatio Cosmae, p. 203.
- ⑥ F. Graus, *Adel, Land und Herrscher in Böhmen vom 10. bis 13. Jahrhundert*, p. 131.
- ⑦ 『匿名のガル年代記』に関しては、荒木勝氏による「ポーランド最古の年代記―匿名のガル年代記』について」『岡山大学法学会雑誌』三五号、一九八五年、二二七-二七七頁などの一連の紹介がある。
- ⑧ Canonici Wissegradensis continuatio Cosmae, p. 232.
- ⑨ フントヒメル朝君主の聖ヴァーツラフ崇拜に対する対応に関しては、拙稿「聖ヴァーツラフ崇拜にみるチェコ王権と貴族」『新しい歴史学のために』二二三号、一九九八年、一-一頁参照。

⑩ 十分の一税の厳格な徴収をはじめとする、教会の要求を強く打ち出した司教と、王は一二一五年から一二三二年まで争っている。その過程で、教皇はチェコ貴族に王と司教の仲裁を命じた。彼らはその和解文書を集団で保証したが、その保証印として「聖ヴァーツラフの印章」を用いたのである。Codex diplomaticus et epistolarius regni Bohemiae II. no. 172.
⑪ F. Graus, op. cit., p. 150.

三 レナルズ論の中欧における可能性

(一) レナルズ論との共通点

—— 共同行為をめぐって ——

チェコは、レナルズが検討した地域に含まれてはいないが、彼女の議論に非常に好都合な例を提示しているように思える。なぜなら、チェコは政治的にコンパクトな領域を形成し、またレーエン制も遅れて輸入されたにすぎないからである。さらに聖ヴァーツラフ崇拜を基盤とした求心力が存在し、一方ではドイツ(人)という外庄に対しての意識が高まりつつあったことも既に確認した。

さて、大公やブラハ司教選出に際しての有力者の出席と承認、或いは拒否などの様子に関しては、一章で年代記史料から明らか

にした。また別の論考^①で、土地の所有権に関する集会への貴族の関与が深まってゆく過程や、君主に対する反逆罪裁判の変化などについて既に言及している。これらはまさにレナルズの述べている共同行為であるといえるが、さらに軍役をめぐる君主と貴族の関係を紹介することで、チェコの状況が彼女の議論に適合しているとの印象がより強められるであろう。

既に述べたように、一二一五年、ヴァチスラフ二世は皇帝フリードリヒ一世から一代限りの王号を認められたが、それは皇帝のイタリヤ遠征に軍事協力する見返りであった。王はレーゲンスブルクの帝国集会で皇帝に対して約束した後、ブラハに帰って貴族たちにその報告をする。だが、

それを聞いていたチェコ人の長老のうち、何人かの貴族が、王が自分たち(チェコ人)の助言を得ずにそのような決定を為したのは良くないことだ、と述べた。そして、それが彼ら(ドイツ人)の助言によつて行われたのであるなら、それは真の破滅である、と述べた。……中略……王は言った。「誰かの助言で皇帝陛下にこのことを約束したのではない。彼が私に与えてくれた名譽のために、自らの意思で報いるのだ。この件に関して私に協力してくれる者には、それなりの褒賞と武装するのに必要な金を支払う。」^②

このように王は妥協を強いられており、一一六四年のハンガリー遠征の時も状況は何ら変化していないようである。^③

約一五〇年後の一三二〇年、ルクセンブルク家のヨハンは即位するにあたって、「王位就任文書」と呼ばれる文書を発布している^④。この中で王がチェコ貴族たちに承認した内容は大別して四項目にわたるが、ここで問題となるのは軍役義務の制限に関する条項である。それによれば、チェコの貴族はチェコとモラヴィアの国境を越えた遠征に関しては、彼らが同意し、かつ王が財政負担するのでなければ従軍義務は生じない、とされているのである。チェコでは、臣下が権利を行使して君主の政策に対して干渉する様子が、早くから度々記述されているが、それが制度的に整備されてゆくのはルクセンブルク朝以降のことであろう。しかし権利意識や慣習はずっと続いているのである。

類似する状況は隣国ハンガリーにおいても確認できる。有力貴族の突き上げをくらったアンドラーシュ二世は、彼らの要求をのむ形で一二二二年に「金印勅書」を発布した^⑤。その第七条には、国外からの侵略に対する防衛戦には、すべての貴族が出陣しなければならぬが、貴族が同意し国王が戦費を支払わないかぎり従軍しなくてよい、と定められている。さらに国王の違反に対しては、貴族の抵抗権を正当なものとして認めているのである。チェ

コと同じく西欧世界の周辺に位置し、比較的完結した政治的領域、民族意識を形成したと思われるハンガリーにおいても、貴族階級の台頭と王権に対する制限が同じくこの時期に確認できることは興味深い。

以上、レナルズの議論との関連で、簡単にチェコにおける共同行為を補足した。しかし、ここで注意しておかねばならないのは以下のことである。彼女の「共同体」論においては、王が——たとえ臣下の制限を受けるとしても——統治に関わるのは自明のこととされている。「王国共同体」とは当然、「王を戴く共同体」なのである。だが、チェコでは君主の役割は相対的に小さな評価しか与えられず、一三世紀末から一四世紀にかけて君主を排除する可能性すら持つ政治思想が現れる。この点に関しては、チェコと同じくレナルズの議論の対象領域から外されているポーランドにおいて、非常に興味深い事象が確認できる。

（二）レナルズ論との相違点

——「王国の王冠」——

大王と称されるポーランド王カジミエシ三世は、幾つかの公国に分裂していた国家を統合し、法典の発布、行政の集権化を押し進めたが、彼をもってピラスト朝は断絶し、アンジュー家のハン

ガリー王ルドヴィクが後を継いだ。彼は一三七四年にコシツェで開かれた集会で、騎士・貴族身分全体を対象に特権を付与している。この時期のポーランドは、外来王朝が成立し、貴族たちの二度にわたる反乱の結果、彼らに特権が認められた半世紀前のチェコの状況に酷似している。^⑥

既にカジミエシ大王の時代から登場している「ポーランド王国の王冠」という用語は、「聖ヴァーツラフの王冠」を想起させるが、王朝交替以降、その類似はいっそう深まる。「王冠」によって象徴されるのは複数の領土の不可分・一体性であり、「聖ヴァーツラフの王冠」はボヘミア、モラヴィア、シレジアの三領邦の、「ポーランド王国の王冠」はポーランド諸公国に加えてルーシ領との一体性を表すとされた。

しかし、そもそも「王国の王冠」は国家自体の権利を象徴するものであり、この用語の登場は、すなわち国王の人格と国家の分離を示している。カントロヴィッチが明らかにしたように、王個人と王位とに分離して捉え、「王冠」に王国あるいは国家を象徴させる政治思想は西欧一般にも確認できる。ところが、王から切り離された後、国家が貴族共同体によって完全に吸収されたところにチェコ、ポーランドの特殊性があるといえるのではないだろうか。中世イングランドの「王国共同体」は王冠に対して誓約を

行っている。しかし、カントロヴィッチがフランシス・ベーコンの言葉を引用しているように、王と王冠は「区別されてはいるが分離不可能」であった。大陸の国家が擬制的人格を持つにいたるのも一六世紀以降のことである。それらに比して、ポーランドでも王と王冠が対置されるようになったのはかなり早いといえる。その要因として、外来王家を迎えたことの意義の大きさは無視できないであろう。

王朝交替はこの分離を強く認識する契機となり、特にハンガリー王でもあったルドヴィクはポーランドにほとんど滞在せず、王の国内不在は貴族階層の自立をいっそう促すこととなった。この時期を境としてポーランドは身分制国家へと歩みをすすめる。高位聖職者と中央、地方の高官から成る国王評議会の地位も向上し、ルドヴィクはコシツェの集会を貴族身分全体の意思を代表する場として位置付けた。また、課税に対しては貴族身分全体の同意が必要とされ、この点でもルクセンブルク朝期のチェコを思い起こさせる。国王選出や統治を實踐してゆくなかで、マグナート、シュラフタ、都市の代表は、自らを「王国の全共同体」と称するようになる。一四世紀末から一五世紀前半に史料に現れる。o *munias regni* という概念は、内実は貴族身分、とりわけ国王評議会を指しており、王を含むものではなかったのである。

チェコとポーランドでは共に民族王朝の断絶をきつかけとして、貴族が王権に対する制限をいっそう強め、「王国共同体」の中身を「貴族共同体」へと変容させてゆく。特にチェコでは、聖ヴァーツラフという、君主より上位に位置付けられる守護聖人が存在したが故に、その傾向が早くから確認されることになった。従来チェコでもポーランドでも、中世初期の君主権力は相対的に強大なものであった、というのが定説であったが、一方で、貴族たちは早くから君主の統治に関与する権利を有しており、レナルズの「王国共同体」の典型を示している。しかし、上述のように、両国の「共同体」は最終的に王を排除するに至り、その点において決定的な相違をみるのである。

- ① 拙稿、「十三世紀チェコにおける貴族共同体の展開と王権」三章参照。
- ② Vincoenii et Gerlachii annales, pp. 427-428.
- ③ Vincoenii et Gerlachii annales, p. 455.
- ④ 薩摩秀登、前掲書、第三章参照。
- ⑤ 鈴木広和、「ハンガリー王国の再編」『岩波講座 世界歴史八 ヨーロッパの成長』、岩波書店、一九九八年、参照。
- ⑥ 貴族層の台頭や民族意識の興隆を、一三、一四世紀のチェコ、ポーランド、ハンガリーに共通する社会状況として、それぞれの国の年代記から比較分析を試みたのが、S. Russocki, Społeczno-polityczna i narodowa świadomość rycerstwa środkowo-wschodniej Europy

przełomu XIII i XIV wieku, in: *Z polskich studiów slawistycznych, serie V* (1978), pp. 397-405. トクセ

⑦ 「ポーランド王国の王冠」概念については、井内敏夫、「一四一五世紀前半のポーランドにおける王と国家と社会」『スラヴ研究』三七号、一九九〇年、一五五—一七三頁、および同、「中世のポーランドと東方近隣諸国」『世界各國史 ポーランド・ウクライナ・バルト史』山川出版社、一九九八年、参照。

⑧ E・H・カントロヴィッチ、「王の二つの身体」平凡社、一九九二年、および同、「中世政治思想における「祖国のために死ぬこと」」「法学の影響下での王権」『祖国のために死ぬこと』みすず書房、一九九三年。

おわりに

冒頭のヴァニチエクの懐疑的な言辭にもかかわらず、中世チェコは、有力者が君主の統治に関与する慣習のある「共同体」を形成していた。確かに「共同体」にあたるラテン語、中世チェコ語の直接の言及は少ないが、証書史料に現れる実際の行為において共同性が確認でき、かつ年代記に描かれる共同行為からも、中世チェコを一種の共同体として認識する傾向が当時存在していたことを窺わせる。単に現代の研究者がその便宜上の理由で「共同体」概念を用いているだけではなく、当時の概念として「共同体」が存在していたのである。チェコの「共同体」はラント・チ

エコ、チェコ民族と切り離しては考えられない、「チェコ人の共同体」であった。ただし、その構成員が身分的に曖昧で包括的な「共同体」は、やがて貴族身分の台頭と共に変貌を遂げる。『ダリミル年代記』は、チェコという「共同体」の維持者をはつきりと高位貴族層に限定し、王と対置しているのである。

レナルズの「共同体」論は、君主と高位貴族の統治における共同行為、という点において格好の実証例を中世チェコに見出すことができる。しかし国家概念が君主の人格から分離したことによ

り、「王国共同体」が君主を排除した「貴族共同体」を意味するようになる、という点においては大きく異なっている。垂直的な関係よりも共同体という水平的な単位を重視する視点は、中世社会の理解を深める有効性をもっており、当時の政治・社会構造に関する地域偏差は少ない、という彼女の主張は妥当なものと思われる。しかし国家概念の発展において特殊性が認められるチェコの事例は——ポーランドと同じく——、共同体論の射程をさらに広げる可能性を秘めているといえるのではないだろうか。

（京都大学大学院文学研究科博士後期過程

The Biddle Expedition and Tokugawa Defense Policies

by

UEMATSU Toshihiro

Commodore Biddle's expedition, which culminated in his anchoring of a squadron American warships in the vicinity of Uraga bay in 1846, nearly led to war, and accordingly caused a political crisis, as the Tokugawa bakufu struggled with the notion of how to defend Japan from foreign navies. This study intends to reveal the parameters of debate concerning the defense of Japanese waters during the years 1846-53, particularly regarding whether or not Japan was to purchase a western-style warship. The bakufu official in charge of the defense of Uraga bay (the *Uraga bugyō* 奉行) advocated the purchase of a western-style warship, but they were overruled by the both the bakufu official in charge of naval defense (the *kaijō kakari* 海防掛) and the four daimyō houses responsible for naval defenses (the *kaijō yonke* 海防四家), who in fact advocated the construction of coastal batteries. Accordingly, the Abe regime had no choice but to promote the creation of these coastal batteries.

On the Medieval Czech Conception of "Community":

An Analysis of the Dalimil Chronicle

by

FUJII Masao

Even though Czech historians have used the word "community" (共同体 *obec*) to describe the structure of medieval Czech politics and society, they have not yet explained precisely what this term means. Some have referred to an "aristocratic community," to justify how St. Vaclav, the patron saint of the Czech lands, possessed greater power than the Czech kings; while others have used the notion of "landed community," or the notion of the Czech people banded together in

order to resist the “colonizing” Germans. This study aims to clarify the meaning of the term “community” in its original contexts through analysis of the fourteenth-century Dalimil Chronicle, and to show how this notion proves crucial in allowing for an understanding of Czech society from the twelfth through the fourteenth centuries. Furthermore, a comparison of this Czech concept of community with the one expounded by S. Reynolds as a fundamental principle underpinning medieval European society reveals the uniqueness of this Czech concept of “community”.